

前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正について  
(議案第46号)

消防局総務課

1 改正の理由

本市における消防団員の確保策の一環として、消防団員の処遇の改善を図るため、報酬の額等を見直す。

2 主な内容

(1) 出動手当について、報酬であることを明確化するため、名称を出動報酬に改める。

(2) 災害出動報酬の額

ア 出動1回の支給額を4,000円(現行3,500円)に引き上げる。

イ 4時間を超える出動となった場合は、出動1回の支給額を8,000円とする。

ウ 7時間45分を超える出動となった場合は、イの支給額に4,000円を加算し、以後4時間を超えるごとに同額を加算する。

3 施行期日

令和5年4月1日